# 令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託にかかる企画提案の公募に関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託について、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 調達に付する事項

(1)業務名

令和6年度茨城県滯納債権回収業務委託

(2)業務内容

別紙「令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託にかかる企画提案の公募に関する説明書」による。

(3) 季託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 担当部局

茨城県総務部行政経営課改革推進G

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 電話 029-301-2211

電子メール misai@pref.ibaraki.lg.jp

# 2 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく弁護士、弁護士法人、又は複数の弁護士で構成するグループであること(日本弁護士連合会の会員であること。)。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に 掲げる者でないこと。
  - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
  - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき 関係を有している者
- (6)破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (8) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (9)類似事業に関しての実績があり、本事業について誠意をもって履行できるものであること。

### 3 審査方法及び評価項目

(1)審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により、企画提案書に基づき審査を行う。

企画提案書に関連し、県がヒアリングの必要性を認めた場合には、必要事項について別途通知するととも に、県が定めた日程でヒアリングを実施する。

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

### (2) 企画提案を特定するための評価項目

・令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託の目的に合致しているか。	
・県の信頼性を損なうような計画になっていないか。	
・債務者への配慮がなされているか。	
・催告や納付相談、必要な調査等の方法は適切か。	
・計画書の内容を確実に遂行できるか。	
・効果的な回収を行う提案がされているか。	
・安定した経営基盤を有しているか。	
・効果的・効率的な業務執行体制を有しているか。	
・委託業務に必要な知識及び経験を有する人材を十分に確保している	
カゝ。	
・コンプライアンスに対する適切な体制は整っているか。	
・個人情報は適切に管理・保護されているか。	
・トラブル発生時の対応は適切か。	
・類似業務において、十分な実績を有しているか。	
・報酬の計算方法は適切か。	

## 4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県総務部行政経営課改革推進G

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 電話 029-301-2211

電子メール misai@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付方法

ア 交付期間

令和6年3月15日(金)までとする。

イ 交付場所

4(1)の担当部局に同じ。

ウ 交付方法

入札情報サービス及び行政経営課ホームページにおいて電子データを掲載する。

紙による直接交付を希望する場合はイにおいて直接交付する。なお、4(1)の担当部局あて事前に連絡を行うこととし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日(以下「県の休日」と呼称)を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に限る。

(3) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和6年3月22日(金)

イ 提出先 4 (1) の担当部局に同じ。

ウ 提出方法 電子メール又は郵送に限る。

エ 留意事項 電子メールの場合は令和6年3月22日(金)午後5時までに到着したものを有効とし、郵 送の場合は令和6年3月22日(金)までに到着したものを有効とする。

#### (4)審査方法及び候補者の選定

- ア 審査は、企画提案書に基づいて審査し、本業務に関する候補者(以下「候補者」という。) として選定 する。
- イ 企画提案書に関連し、県がヒアリングの必要性を認めた場合には、必要事項について別途通知するとと もに、県が定めた日程でヒアリングを実施する。
- ウ 審査結果については、企画提案書の提出者全員に通知する。
- エ 候補者と県は、企画提案書の内容をもとに、必要に応じて、具体の履行条件などについて協議・調整し、 契約の手続きを進める。

#### 5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成は要とする。

なお、電子契約サービスの利用を希望する場合は、別紙様式5メールアドレス確認書を企画提案書と併せて提出すること。

- (3) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (4) プロポーザルの審査内容に関しては、一切公表しない。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。
- (7) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当すると県が判断するときは、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。
- (8) 当該調達に係る令和6年度当初予算が否決された場合又はその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。